

朝霞市投票区の一部見直し(案)に対する ご意見をお寄せください

☎/選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

市選挙管理委員会では、投票区の一部見直しを検討しており、見直し(案)について市民の皆さんからの意見を募集します。

見直し(案)の投票区/

- (1) 第13投票区(東朝霞保育園)、16投票区(根岸台保育園)の一部を、第8投票区(東朝霞公民館)に変更する。
- (2) 第16投票区(根岸台保育園)の一部を第2投票区(根岸台市民センター)に変更する。

公表資料/

- (1) 投票区の一部見直し(案)概略図
- (2) 投票区の一部見直し(案)区域新旧対照表

意見募集期間/1月5日(火)~2月4日(休) ※消印有効

意見を提出できる方/市内在住の方

閲覧場所/市政情報コーナー、選挙管理委員会事務局、図書館(本館、北朝霞分館)、各公民館、内間木支所、各出張所、市ホームページ

意見の提出方法/件名を「朝霞市投票区の一部見直し(案)の意見」とし、住所、氏名、意見およびその理由を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、選挙管理委員会事務局に提出してください。様式自由。電話受付不可

※メールの場合、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載してください。

提出先/郵送:〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

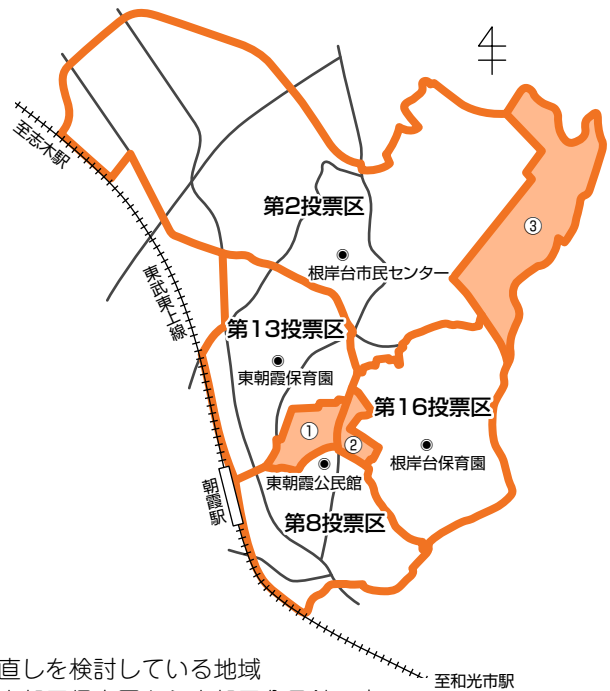
朝霞市選挙管理委員会事務局宛て

FAX:463-1420

メール:senkan@city.asaka.saitama.jp

意見の公表/市民の皆さんからいただいた意見は氏名等の個人情報を除き、後日、市ホームページ等で公表する予定です。なお、意見に対する個別の回答はしません。

投票区の一部見直し(案)概略図



見直しを検討している地域

- ①東朝霞保育園から東朝霞公民館へ変更
- ②根岸台保育園から東朝霞公民館へ変更
- ③根岸台保育園から根岸台市民センターへ変更

投票区の一部見直し(案)区域新旧対照表

| 投票区 (投票所) | 変更後区域 | 変更前区域 |
|--------------|--|--|
| 第2 投票区 | ①岡1丁目(16~21番)②岡2丁目(2~9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4~17番)⑤根岸台3丁目(全域) ⑥根岸台4丁目(3番、4番、5番19~41号、6~8番、 9番21~27号、13番、14番) ⑦大字溝沼(1237~1324番地、1327~1353番地、1422番地) ⑧大字岡(1~230番地、378~383番地) ⑨大字台(全域) ⑩大字根岸(全域)⑪大字下内間木(113~122番地) | ①岡1丁目(16~21番)②岡2丁目(2~9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4~17番)⑤根岸台3丁目(全域) ⑥根岸台4丁目(3番、4番、5番19~41号、6~8番、 9番21~27号、13番、14番) ⑦大字溝沼(1237~1324番地、1327~1353番地、1422番地) ⑧大字岡(1~230番地、378~383番地) ⑨大字台(81~97番地、277~327番地) ⑩大字根岸(120~154番地、159~318番地、481~554番地) |
| 第8 投票区 | ①仲町2丁目(全域) ②根岸台5丁目(1~3番、5番、7~14番) ③根岸台6丁目(全域) ④根岸台7丁目(2~21番) | ①仲町2丁目(全域) ②根岸台6丁目(全域) ③根岸台7丁目(3~21番) |
| 第13 投票区 | ①仲町1丁目(全域)②岡1丁目(1~3番、6~9番) ③根岸台1丁目(全域)④根岸台2丁目(1~3番) ⑤根岸台4丁目(2番) ⑥根岸台5丁目(4番、6番、15~22番) | ①仲町1丁目(全域)②岡1丁目(1~3番、6~9番) ③根岸台1丁目(全域)④根岸台2丁目(1~3番) ⑤根岸台4丁目(2番) ⑥根岸台5丁目(1~9番、12~22番) |
| 第16 投票区 | ①根岸台4丁目(1番、5番1~18号、5番43~56号、 9番1~20号、9番28~54号、10~12番) ②根岸台7丁目(1番、22~48番) ③根岸台8丁目(全域) | ①根岸台4丁目(1番、5番1~18号、5番43~56号、 9番1~20号、9番28~54号、10~12番) ②根岸台5丁目(10番、11番) ③根岸台7丁目(1番、2番、22~48番) ④根岸台8丁目(全域) ⑤大字台(81~97番地、277~327番地を除く) ⑥大字根岸(120~154番地、159~318番地、481~554番 地を除く) ⑦大字下内間木(113~122番地) |

※変更がある区域のみ掲載しました。変更となるのは太字の部分です。